

在日合衆国軍隊の用に供する国有財産及び民公有
財産の一時使用等の許可に係る審査基準等につい
ての一部改正について（通達）

1 改正の趣旨

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 80 号）の施行に伴い、防衛施設庁通達について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

法律の施行に伴い、必要な用語の改正を行うものである。

防衛施設庁長官→防衛大臣

防衛施設局→地方防衛局 等

3 施行期日

平成 19 年 9 月 1 日

以 上